

2013年度
破産法講義

15

関西大学法学部教授
栗田 隆

破産配当

1. 配当手続概説
2. 最後配当・簡易配当・同意配当
3. 中間配当
4. 追加配当

破産手続の終了

配当（193条）

- 破産配当とは、法定の手続を経て債権者に破産法所定の平等的満足を与えることである。
- 配当は、誤りが生じないように、配当表に基づいてなされる。
- 支払場所　　破産管財人が職務を行う場所（取立債務）。合意で変更可能。たとえば、銀行振り込み

配当の順位（194条）

1. 優先的破産債権（98条）　　この中でさらに順位がある（98条2項）。破産手続開始後の利息等は劣後的破産債権になる。
 2. 普通破産債権（他に該当しないもの）
 3. 劣後的破産債権（99条1項）
 4. 約定劣後破産債権（99条2項）
- ✓ 先順位債権に配当して余剰があれば、後順位債権に配当される。
- ✓ 同順位債権間では、金額に応じて比例配分。

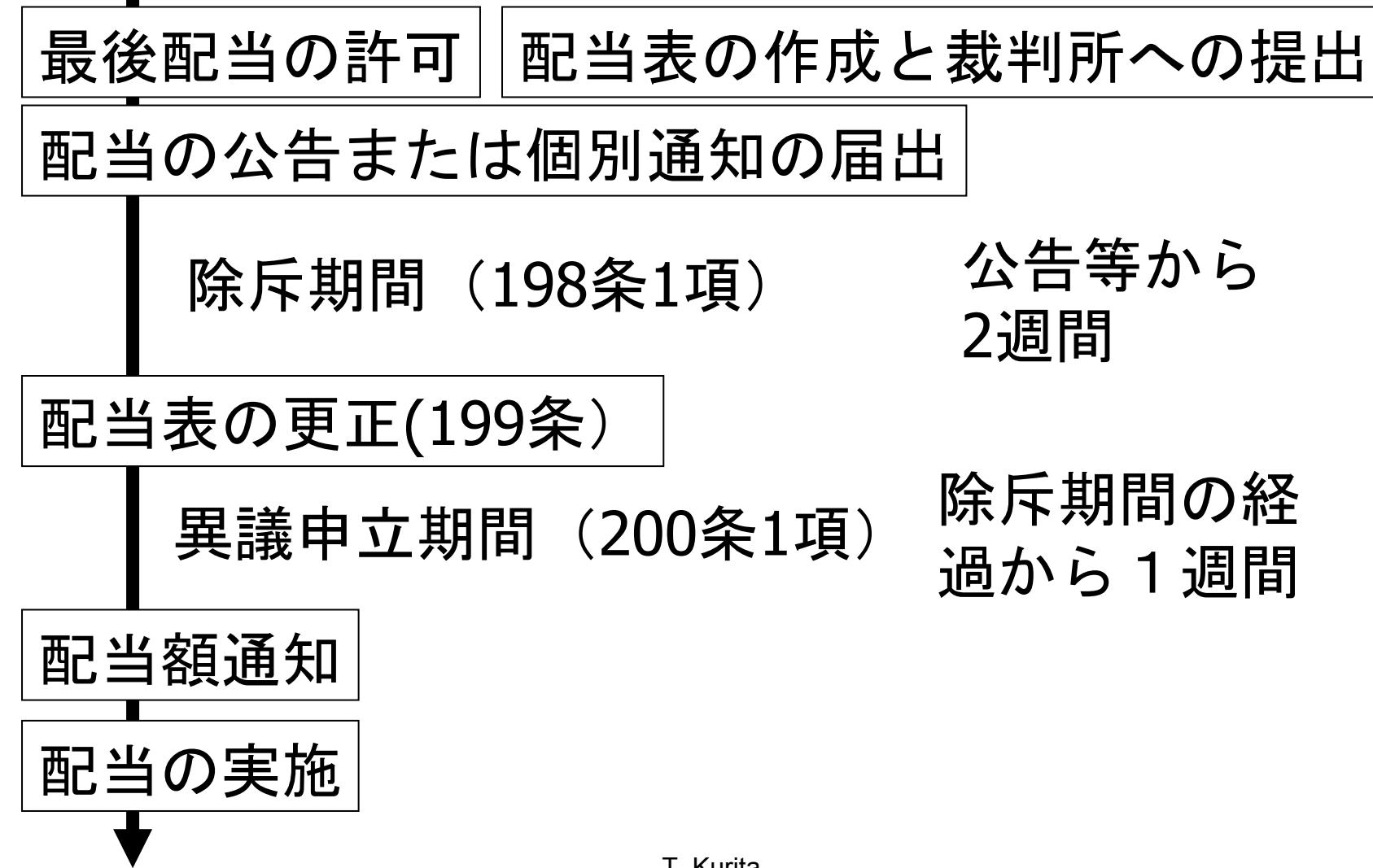
配当の種類

- 通常の配当を時間的順序にしたがって分類すると、
 1. 中間配当
 2. 最後配当 破産手続の終結
 3. 追加配当
- 最後配当ができる場合の特種配当
 - 簡易配当
 - 同意配当

最後配当（195条）

- 破産財団に属する財産の全部の換価が終了したものと認められた後になされる配当を最後配当という。
- 配当を受けるべき債権が明らかになっていることが必要であり、一般の債権調査の終了後でなければならない（1項）。
- 配當にまだあずかっていない債権者に与える影響が大きいので、最後配当を実施するには**裁判所書記官**の許可が必要である（2項）。

最後配当の手続



配当表の作成（196条）

- 作成者は、破産管財人である。
- 配当表には、次の事項が記載される。
 1. 破産債権者の氏名・名称及び住所
 2. 配当に加えられる債権額 順位に従い記載する。
 3. 配当原資額

最後配当に充てることができる金額

換価金から次のものを控除した額

1. 管財人に支払うべき報酬額
2. 将来の手続費用見込み額
3. その他の財団債権

配当の公告等（197条）

配当表を裁判所に提出した後、

1. 最後配當に參加することができる債權總額
2. 最後配當にあてることのできる金額

を破産債權者に

1. 公告、又は
2. 個別の通知

により知らせる。

最後配当に加えられる債権（198条）

- 確定債権
- 異議のある有名義債権
- 異議のある無名義債権（1項） 債権確定手続が行われていることを除斥期間内に証明することが必要。
- 解除条件付債権
- 停止条件付債権または将来の債権（2項）
除斥期間内に停止条件が成就することが必要。
- 別除権者・準別除権者の予定不足額（3項—5項）

破産債権の除斥（198条） 異議等のある無名義債権

無名義の届出債権に対して、債権調査において異議等が述べられた

配当の公告の効力発生等（197条）

除
斥
期
間

債権確定手続が行われていることの証明
配当に加えられ。

公告の日から2週間

債権確定手続が行われていることの証明
配当から除斥される

別除権者の被担保債権（196条3項）

- 原則 別除権行使によって弁済を受けることができない金額（不足額）が証明されることが必要である（198条3項）。
- 特則 – 根抵当権の被担保債権 不足額の証明がなくても、極度額を超える部分は、最後配当の手続に参加することができる債権額とする（196条3項・4項。Cf. 198条4項）。

配当表の更正（199条）

次の事由が除斥期間内に生じたときは、配当表を更正する

1. 破産債権者表を更正すべき事由。破産債権の不存在の確定など
2. 破産債権の確定に係る手続が行われていることの証明
3. 別除権者の不足額の証明等。準別除権者についても同じ

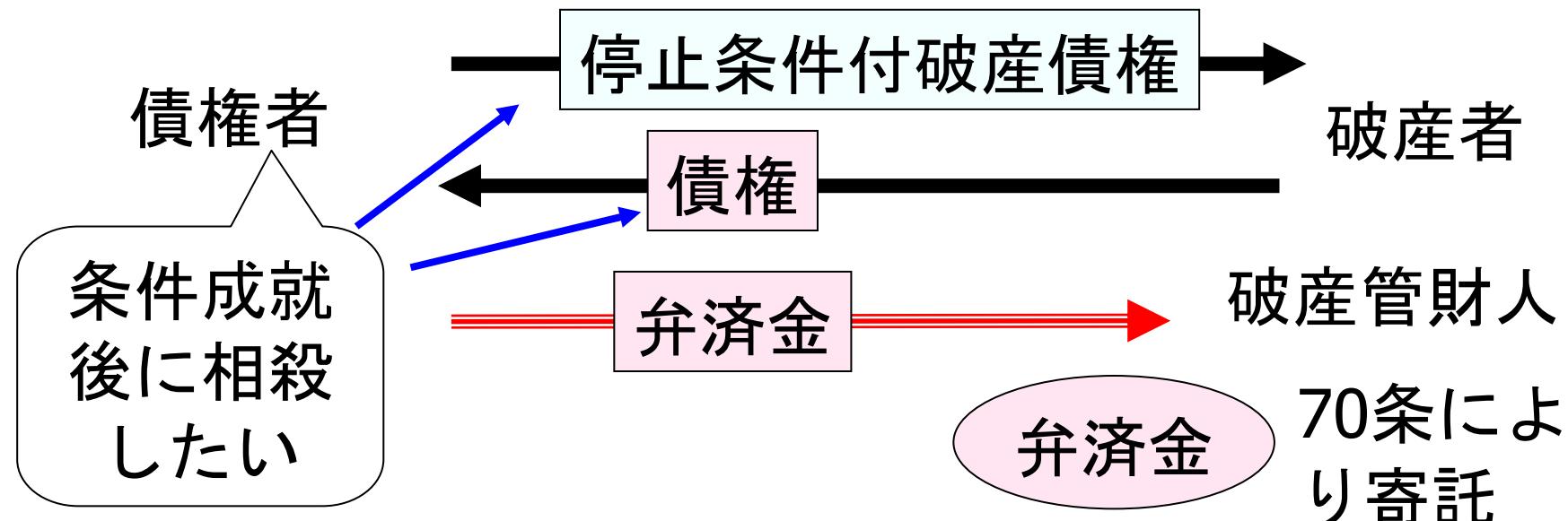
配当表に対する異議（200条）

- 除斥期間経過の時から1週間以内
- 異議に理由があるときは、裁判所は破産管財人に配当表の更正を命ずる。
- 即時抗告ができる。抗告期間は、利害関係人が裁判書を閲覧をすることができるようになってから1週間

配当額の定めと通知（201条）

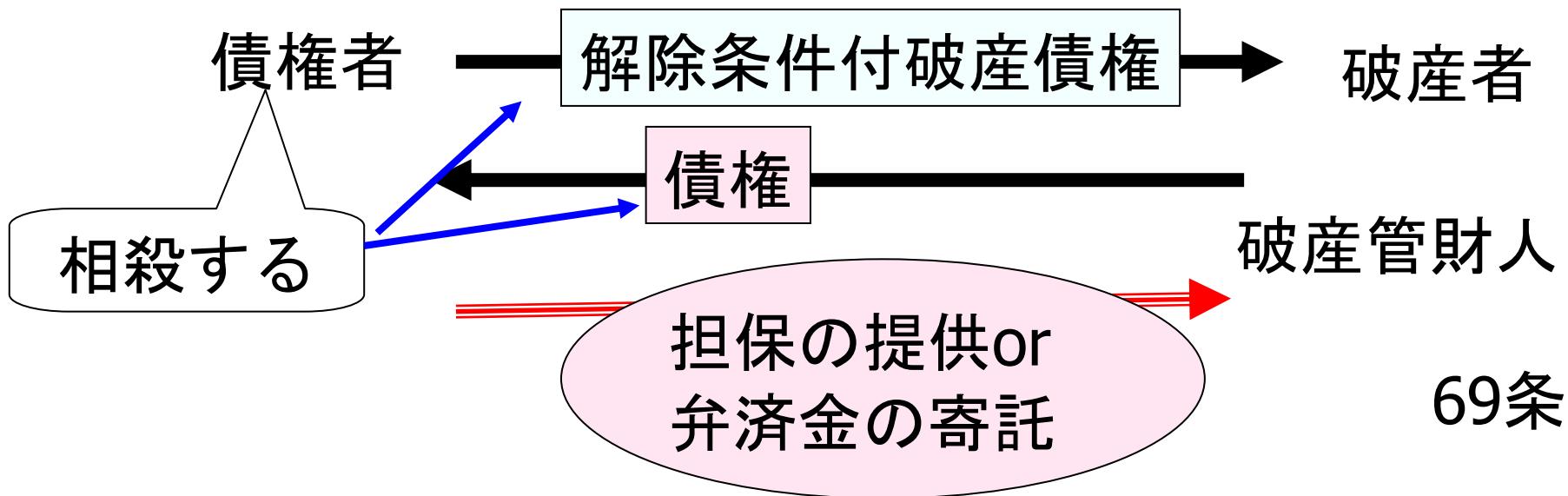
- 1項 破産管財人が配当額を定める
- 2項から5項 配当を受けることのできる債権者・できない債権者に関する規定
- 6項 新財産の発見による配当表の更正
- 7項 配当額の通知

停止条件未成就の債権者（201条2項）



条件が除斥期間内に成就しなかったときは（198条2項）、寄託された弁済金も配当原資にされる（201条2項）。

解除条件未成就の債権者（201条3項）



除斥期間内に条件が成就しないときは担保は効力を失い、寄託金は返還する。

支払調整（201条4項）

次の債権者は、他の同順位債権者が自己と同一割合の配当を受けるまで最後配当を受けることができない。

1. 仮払いを受けた給料債権者（101条）
2. 在外財産から弁済を得た債権者（109条）

在外財産からの弁済を含めた総弁済率が他の債権者の弁済率より高い場合には、配当を受けることができない。持ち戻しをすべきかは、解釈にゆだねられている。

極少額の配当金の不払い（201条5項）

- 配当金額が極少額の場合には、その受領のための費用の方が高くなる場合があるので、
- 債権者が極少額の配当金でも受領する意思を明示した場合にのみ（111条1項4号）、配当金を交付する。
- その意思を明示していない債権者の配当金は、他の債権者に配当される（201条5項）。
- 1000円に満たない配当金がこの処理の対象となる（規則32条1項）。

配当額の通知の効果

- 配当額の通知により、配当金請求権が具体化する。
- 破産管財人に知られていない財団債権者に配当原資から弁済しない（203条）。配当金額の減額の事態が生じないようにするためにある。

配当金の供託（202条）

次の場合に、配当金は供託される。

1. 未確定の私債権への配当金
2. 未確定の租税等の請求権への配当金
3. 破産債権者が受け取らない配当額

簡易配当（204条）

- 少額事件（配当原資が1000万円に満たない事件）などについて行われる
- 中間配当はしない。中間配当をすると、簡易配当は許されない。

同意配当（208条）

- 届出をした破産債権者全員の同意がある場合にする。

中間配当（209条）

- 財産全部の換価が終了する前に、破産管財人が配当に適する金銭があると認めるごとになされる配当（1項）。
- **裁判所**の許可が必要（2項）

別除権者の中間配当手続への参加（210条）

中間配当のための除斥期間内に破産管財人に対して
次のことをすることが必要である。

1. 目的財産の処分に着手したことの証明
2. 予定不足額の疎明

配当率の定め及び通知（211条）

- 配当表に対する異議が解決された後（異議がなければ異議期間経過後に）に配当率を定めて中間配当を受けるべき破産債権者に通知する。
- 通知後は、破産管財人に知られていない財団債権者への弁済が禁止される（209条3項・203条）。配当率を変更しないようにするためである。

条件付債権の取扱い（212条・214条）

解除条件付債権（212条）

1. 配当に加えられるが、担保を提供しないと配当金を受領できない（1項）。
2. 最後配当の除斥期間内に条件が成就しなければ、配当金を受領できる。中間配当の段階で提供した担保は効力を失う（2項）。

停止条件付債権（214条1項4号）

- 配当に加えられるが、条件が成就するまで寄託される。

除斥された破産債権等の後の配当における取扱い（213条）

後の配当手続の除斥期間内に除斥原因を解消すると、他の債権者と同率の配当を受けるまで、他の同順位債権者に先立って配当を与えられる。

1. 届出債権に関する異議を解決するための手続が開始されていないことを理由に除斥された債権者（198条1項）
2. 目的財産の処分の着手の証明と予定不足額の疎明をしないことを理由に除斥された別除権者（200条1項・2項）

配当額の寄託（214条1項）

- 未解決の債権（1号・2号）
- 疎明がなされたにとどまる不足額（3号）
- 停止条件付債権・将来の債権 最後配当の除斥期間満了前に条件が成就する場合に備えて、ひとまず配当に加えて寄託する。
- 解除条件付債権で担保が提供されないもの（5号）
- 受領意思の明示のない極少額の配当金（6号）

中間配当における寄託された金銭の最終処理 (214条2項以下)

- 未解決の債権（1号・2号） 確定するまで供託（2項）
- 疎明されたにとどまる不足額（3号）・停止条件付債権・将来の債権 条件不成就のときは他の債権者に配当する（3項）
- 解除条件付債権（5号） 条件不成就のときはその破産債権者に支払う（4項）
- 極少額の配当額の支払については、中間配当額と最後配当額との合計額が1000円未満であるか否かで決する（5項）。

追加配当（215条）

- 最後配当の**配当額通知後**に新たに配當に充てるべき相当の財産があることが確認されたときになされる配當を追加配當という。
- **裁判所**の許可が必要；破産手續終結決定後でもすることができる（1項）。
- 最期配當に用いられた配當表に基づいてする（3項）；除斥期間を問題にする必要はないので、公告はしない。
- 裁判所に、書面で計算を報告する（6項）。

追加配当にあてられる財産

- 異議のある債権に対する配当額として寄託または供託されていた配当金で、届出債権者敗訴により他の債権者に配当されるべきもの（202条1号）
- 錯誤等により財団債権者に弁済され、または債権者に配当されたが、後に返還された金銭
- 破産財団に対する税金の還付金
- 寄託していた破産財団に対する利息で、未計上であったもの

次の財産は、追加配当の原資にならない

- 破産手続終結後に発見された破産者の隠匿財産取引の安全のために、管財人の管理処分権はもはや消滅しており、追加配当のための財産とならないとするのが正当である。
 - 破産手続終結後に行使上の一身専属性を失った財産
- ✓ 否認訴訟等は、破産手続の終了により終了することに注意（174条5項・175条6項）

最判昭和58年10月6日

名誉侵害の被害者が破産し、被害者により慰謝料請求訴訟が提起され、その訴訟の係属中に破産手続終結決定がなされ、そして被害者が死亡した場合に、慰謝料請求権は被害者死亡の時点で一身専属性を喪失するが、283条〔現215条1項〕の適用はなく、破産財団には属さない。

破産手続の終了原因

- 財団不足を理由とする廃止
 1. 同時廃止（216条）
 2. 異時破産廃止（217条）
- 同意廃止（218条以下）
- 最後配当、簡易配当、同意配当の実施による終了（220条）。
- 破産手続開始決定の取消し
- 他の手続への移行

破産した法人の消滅

最判平成15年3月14日

- 破産が解散事由となっている法人は、破産終結決定により消滅する。これ以降は、破産した法人に対する債権については、消滅時効を観念することはできない。
- このことは、その法人の保証人との関係でも同様であり、保証人は破産終結決定が効力を生じた後に主債務が時効により消滅したから保証債務も附從性により消滅したと主張することはできない。

破産手続開始決定の取消し

- 破産手続開始決定が取り消されると、その効力は遡及的に消滅する。債務者は、開始決定を受けなかったことになる。
- ただし、開始決定が取り消されるまでに破産管財人がなした行為の効力は、開始決定の取消しにより影響を受けない。破産管財業務を円滑に進めることを可能にするためである。

破産債権者表の記載の効力（221条）

次の債権については、債権者表の記載は、確定判決と同一の効力を有する（強制執行できる）。

1. 債権者間で確定した債権（1項）。
2. ただし、破産者が異議を述べた債権は除かれる（2項）。

債務者の破産により不十分な満足しか受けることができなかつた債権者の負担軽減のためである。